

## ラテンアメリカ・カリブ研究所の新設と研究員の公募のお知らせ

ラテンアメリカ協会は、2013年6月5日開催の総会で「ラテンアメリカ・カリブ研究所」の設置を決定しました。本年4月の一般社団法人への移行に伴い研究機能強化を図ることを目的としたものです。

本協会の前身であるラテン・アメリカ協会（特例民法法人）は、第二次世界大戦後、日本のラテンアメリカおよびカリブ海諸国（以下、ラテンアメリカ）との関係緊密化の過程で、わが国のラテンアメリカ研究および若手研究者養成の重要な一翼を担ってきました。経済環境の変化に伴い政府資金の支援が無くなる中で研究機能は縮小せざるを得ませんでした。この度、IT環境を活かしヴァーチャル研究所の形で復活を期すものです。

その活動のひとつとして、ラテンアメリカ研究を志す若手研究者に「研究員」（無給）の肩書を付与し協会の調査研究活動に協力していただける方を募集いたします。

応募条件は、以下のどちらかに該当される方です。

- 任期終了に伴い帰国した在外公館等の機関の専門調査員に相当する者で所属籍を有しない方
- ラテンアメリカ研究を専門とする博士後期過程修了者で、引き続きラテンアメリカ関係の調査・研究を希望する方

選考はラテンアメリカ協会常務理事会が、本研究所の活動目的に照らして、応募者より提出された書類および面接等をベースに行います（2か月程度を要します）。

採用は随時で、協会所属期間は最長3年です。期間の更新は認められません。常勤職を得た場合は、当該年度末をもって研究員をお辞めいただきます。

研究員は、研究費・交通費を含め報酬はありませんからご留意ください（ラテンアメリカ協会およびラテンアメリカ・カリブ研究所は役員を含め無報酬で運営されています）。ただし研究員には、ラテンアメリカ・カリブ研究所研究員の肩書、協会が運営するホームページおよびメールアドレスの利用、協会が主催するシンポジウム等のイベントの参加が認められます。また協会主催のシンポジウム等の講師として参加した場合および受託調査等に関わった場合には、その事業に関わる予算より経費および報酬等が支給されます。

詳細は、協会ホームページ掲載の「ラテンアメリカ・カリブ研究所規程」および「ラテンアメリカ・カリブ研究所研究員内規」をお読みください。

応募希望の方は事前に必ず協会事務局（[info@latin-america.jp](mailto:info@latin-america.jp)）に連絡をとり応募要項をお受け取り下さい。また、研究員についてご質問のある方は、所長・堀坂浩太郎（協会常務理事）宛に協会事務局を通じメールにてお出してください。

なお研究所の外国語表記は以下のとおりです。研究員はResearch Fellowとなります。

英語	Institute for Latin American and the Caribbean Studies (ILAC)
スペイン語	Instituto de Estudios Latinoamericanos y del Caribe (IELAC)
ポルトガル語	Instituto de Estudos Latinoamericanos e do Caribe (IELAC)